

（例）住民税と所得税の人的控除額

	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

■住民税と所得税の人的控除差について
 住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差（例参照）があります。
 したがって、同じ収入金額でも住民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまうこととなります。
 このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税を減額することによって、納税者の税負担が変わらないようにしています。



■住宅ローン減税について
 平成18年までの入居者について、今回の税源移譲によって、平成19年以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合には、市に申請していただくことで、その分を翌年度の住民税で減税することとしています。
 ■住民税の納税方法は？
 ・サラリーマン（給与所得者）の場合
 1年分を毎年6月から翌年5月までの12か月に分けて勤務されている会社などが毎月の給与から天引き（特別徴収）しています。給与明細などで一度確認してみてください。
 ・年金所得者・事業所得者などの場合
 市から各個人あてに直接郵送される納付書（普通徴収）により、通常6月・8月・10月・翌年1月の年4回に分けて納税していただきます。（口座振替により納めることも可能です）

まちの話題

8/6
 (日)

NPOポート高浜主催 クルージング交流会&食育学習会

市内の親子がポートパークを出発。衣浦湾を周遊し、交流を深めました。参加した親子は、「海は近くにあるけれど、船やボートにのることはめったにないのでよい体験ができました。」と楽しそうに話してくれました。待機時間には、地元でとれる野菜や魚を使った食育学習が行われ、周囲の自然環境や、食に対する意識が高まったことでしょう。



8/6
 (日)

消防団観閲式



きびきび、まとまりのある行動をみせてくれたのは、市内の消防団員122人。ポンプ車操法や団長の指揮のもと行進訓練を市長に検閲してもらいました。特別参加として各中学校の少年消防クラブ員も小型ポンプによる放水訓練を行い勇敢な姿を見せてくれました。